



長野県報

5月1日(月)
平成18年
(2006年)
第1757号

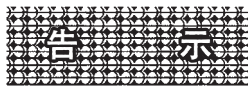
目次

告示

道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路チーム).....	1
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路チーム).....	1
広域連合の規約の変更の許可(6件)(市町村チーム).....	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO推進チーム).....	2
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(NPO推進チーム).....	2
一般競争入札(統計チーム).....	3
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(産業政策チーム).....	3
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策チーム).....	4
農業振興地域の区域変更及び図面の縦覧(農業政策チーム).....	5
土地区画整理法に基づく土地区画整理組合の定款の変更の認可(都市計画チーム).....	5
土地改良区役員の就退任の届出(4件)(水と土・郷づくりチーム).....	5
一般競争入札(2件)(河川チーム).....	7
一般競争入札(教学指導チーム).....	8



告示

長野県告示第275号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成18年5月18日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年5月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 別所丸子線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市新町字町184番の9地先から 上田市新町字町180番の1地先まで	旧	6.1~7.4 m	0.0850 km
同 上	新	10.5~11.2	0.0850

道路チーム

長野県告示第276号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成18年5月18日まで、長野県土木部道路チーム及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成18年5月1日

長野県知事 田中康夫

- 1(1) 路線名 上田丸子線
- (2) 供用を開始する区間
上田市小島字下小島504番の1地先から
上田市小島字下原701番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年5月1日
- 2(1) 路線名 別所丸子線
- (2) 供用を開始する区間
上田市新町字町184番の9地先から
上田市新町字町180番の1地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成18年5月1日

道路チーム

長野県諏訪地方事務所告示第2号

諏訪広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年4月1日付けで許可しました。

平成18年5月1日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

市町村チーム

長野県上伊那地方事務所告示第2号

上伊那広域連合長職務代理者から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年3月31日付けで許可しました。

平成18年5月1日

長野県上伊那地方事務所長 牛越 徹

市町村チーム

長野県下伊那地方事務所告示第2号

南信州広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年3月31日付けで許可しました。

平成18年5月1日

長野県下伊那地方事務所長 田山 重晴

市町村チーム

長野県木曾地方事務所告示第2号

木曾広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年3月31日付けで許可しました。

平成18年5月1日

長野県木曾地方事務所長 栗林 俊春

市町村チーム

長野県長野地方事務所告示第1号

長野広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年3月31日付けで許可しました。

平成18年5月1日

長野県長野地方事務所長 堀内 清司

市町村チーム

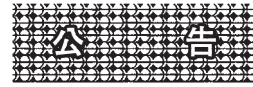
長野県北信地方事務所告示第1号

北信広域連合長から申請のあった規約の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成18年3月31日付けで許可しました。

平成18年5月1日

長野県北信地方事務所長 古坂 和俊

市町村チーム

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年5月1日

長野県知事 田中 康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年4月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人リビング
- 3 代表者の氏名
土崎 庄平
- 4 主たる事務所の所在地
松本市宮田20番15号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害者やその家族、その他の手助けを必要とする人に対し、相談援助ならびに福祉サービスを提供し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年5月1日

長野県知事 田中 康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年4月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こころ
- 3 代表者の氏名
塩 壽 武彦
- 4 主たる事務所の所在地
上田市上田原344番地1